

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	株式会社ユニバンス
【英訳名】	UNIVANCE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 鈴木 一和雄
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 中村 寿男
【本店の所在の場所】	静岡県湖西市鷺津2418番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 鈴木一和雄および取締役 中村寿男は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下、「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

当社の内部統制の整備及び運用には、金融庁組織令第24条に基づく企業会計審議会により公表されました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」に準拠し、財務報告の信頼性に関して合理的な保証が得られるよう構築いたしました。

いかなる内部統制にも固有の限界があるため、どのような構築をしようとも、誤謬もしくは不正を原因とする虚偽が起るかもしれないこと、更に内外の状況の変化により構築した内部統制が十分に機能しなくなる可能性もあり得ることを当社経営陣は認識しております。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（1）評価の基準日

内部統制の評価の基準日は、当社グループ連結会計年度の期末日と同じく、平成21年3月31日であります。

（2）評価の基準

一般に公正妥当と認められる「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に準拠し評価いたしました。

（3）評価の手続

全社的内部統制の手続は、評価対象とする全事業所に対して、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」に示された「全社的な内部統制に関する評価項目」を統制上の要点として、内部統制基本要素毎に内部統制の有効性を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価手続は、評価対象とする重要事業拠点における業務プロセスを分析した上で、財務報告の適切性に関する6要件を統制上の要点として選定し、内部統制の有効性を評価しました。

（4）評価の範囲

当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な評価範囲を決定いたしました。

全社的内部統制評価の結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価を行なう重要事業拠点を決定いたしました。

具体的範囲は以下に記載したとおりであります。

全社的統制の有効性の評価に関しましては、金額的及び質的影響の重要性を検討し、当社のみを評価範囲といたしました。

業務プロセスに係る内部統制の整備状況の有効性の評価にあたりましては、当社事業目的に大きく関わる勘定科目であります売上高、売掛金、棚卸資産に至る主要業務プロセス、及び見積りや予測をとまなう重要な勘定科目に係る業務プロセスを選定いたしました。

3【評価結果に関する事項】

評価の結果、当社グループの内部統制は財務報告の信頼性に関して合理的な保証を得るように構築され、有効に機能しており、内部統制上の重要な欠陥は無い旨の結論に達しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。